

議案第 5 号

那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部改正について

那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7
号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例

令和 年 月 日

那須烏山市条例第 号

那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月那須烏山市条例第41号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後			現 行		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 略			1 略		
2 市長	那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例に基づく重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 那須烏山市妊産婦医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する情報（以下「妊産婦医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの 那須烏山市こども医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する情報（以下「こども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの 那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する情報（以	2 市長	那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例に基づく重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 那須烏山市妊産婦医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する情報（以下「妊産婦医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの 那須烏山市こども医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する情報（以下「こども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの 那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する情報（以

		下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」）であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による保険給付の資格者等に関する情報(以下「医療保険関係情報」という。)であって規則で定めるもの			下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」）であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの
3～5 略			3～5 略		
6 市長	那須烏山市妊産婦医療費助成条例に基づく妊産婦に対する医療費の助成に関する事務であって	住民票関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	6 市長	那須烏山市妊産婦医療費助成条例に基づく妊産婦に対する医療費の助成に関する事務であって	住民票関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	規則で定めるもの	那須烏山市重度心身障害者条例に基づく医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの こども医療費関係情報であって規則で定めるもの ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの <u>医療保険各法による保険給付の資格者等に関する情報であって規則で定めるもの</u>		規則で定めるもの	那須烏山市重度心身障害者条例に基づく医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの こども医療費関係情報であって規則で定めるもの ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	那須烏山市こども医療費助成条例に基づくこどもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの 重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 妊産婦医療費助成関係情報であって規則で定めるもの ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの <u>医療保険各法に</u>	7 市長	那須烏山市こども医療費助成条例に基づくこどもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの 重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 妊産婦医療費助成関係情報であって規則で定めるもの ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

		<u>よる保険給付の資格者等に関する情報であって規則で定めるものの</u>			
8 市長	那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例に基づくひとり親家庭の親と子に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 妊産婦医療費助成関係情報であって規則で定めるもの こども医療費関係情報であって規則で定めるもの <u>医療保険関係情報であって規則で定めるもの</u>	8 市長	那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例に基づくひとり親家庭の親と子に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 妊産婦医療費助成関係情報であって規則で定めるもの こども医療費関係情報であって規則で定めるもの
9～11 略			9～11 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。